

品川区内共通商品券

取り扱いの手引き

あなたの街の商品券



区内67商店街の約2,000店舗でご利用できます。

品川区商店街振興組合連合会
品川区商店街連合会

はじめに

品川区内共通商品券事業は、品川区内の小規模小売事業者のための大型店対策として、平成元年11月からはじめられたもので、新しい商圈、ギフト需要の獲得、顧客の先取り確保を目指すと共に、区内小規模小売事業者の地位向上、及び区内消費者の利便に供することを目的としています。

それだけに事業の円滑な運営は、他にもまして重要な事柄であり、消費者の期待を裏切り、信用を失墜する事態は絶対に避けなければなりません。

この商品券(前払式支払手段)は「**資金決済に関する法律**」の規制のもとに、法人である品川区商店街振興組合連合会が発行し、品川区商店街連合会が運営するものです。

前払式支払手段とは「物品、役務の提供と交換に供するためのもので、金額が記載されているもの」と規定されています。

各団体、加盟店の皆様が、この冊子をご熟読の上、事務手続きや販売の際の諸般の事柄について理解を深め共通の認識をもっていただくためにこの冊子を作成いたしました。

商品券取扱店になるためには

取扱店になる為の申し込み方法は、商店街区域内か商店街区域外かによって異なります。

まずは事務局にお電話ください。その後必要な書類をご提出いただけます。

申し込み受付後「加盟店証」を発行いたします。この加盟店証に記載の商店街コードと加盟店コードは換金の際に必要となりますので大切に保管してください。

区商連加盟商店街区域内の場合

費用負担はありません。商店街加入(商店街の会員であること)が必須です。「取扱承諾書」へ必要事項記入の上、所属商店街会長を経由して区商連までご提出ください。「取扱承諾書」は区商連へご連絡頂くか区商連HPよりダウンロードしてください。

区商連加盟商店街区域外の場合

通信費・データ処理費用として3,000円/年度の手数料がかかります。区商連までお電話ください。店舗の位置を確認した後、申し込み書をご提出頂きます。

4月から翌年3月までが一年度となります。加入時にその年度分をお支払いください。※年度途中で加盟の場合も、月割りにはいしません。

登録事項変更の場合

店名・住所・電話番号・代表者名の変更、加盟店脱退の場合は、区商連事務局までご連絡ください。

加盟店証

加盟店の皆様には、商店街コードと加盟店コードを付番し、「加盟店証」を作成して、ステッカー等必要物品とともに、お渡します。

※商店街コード(4桁の番号)と加盟店コード(6桁の番号)は、換金の際使用しますので忘れずに保管してください。

加盟店は、必ず加盟店ステッカーを店頭の目立つところに表示して下さい。これは商品券をお持ちのお客様の目印として大変重要なことですので必ず実行してください。



商品券を受け取る時のご注意

1) 商品券をご持参したお客様に、1枚につき500円相当の商品または役務(サービス)と引き換えてください。但し、この商品券事業の目的から、次のような取引には使用できません。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 出資や債務の支払い(公共料金や税金の支払い) | 2. 有価証券の購入 |
| 3. 商品券、プリペイドカードの購入 | 4. 切手、官製はがきの購入 |
| 5. 仕入れ等の事業資金 | 6. ゴミ処理券等の購入 |

- 2) お釣りができるだけ不要なお客様にはご案内していますが、お買い上げ金額を大幅に超えないお釣りは快く出してください。
- 3) 商品券は絶対に、現金とは交換しないで下さい。
- 4) 5ページ記載の各商品券の使用有効期限は表面に記載されている日付までになります。期限切れの商品券は受け取らないようにご注意ください。
- 5) 商品券でお買い物のお客様も、現金でのお客様も絶対に差別せずに、公平に対応してください。
- 6) 商品等と引き換えた商品券は、裏面の引換店欄にスタンプを押し、(下記図参照)商品券右上隅を点線に沿って切り取ってください。

商品券裏面の引き換え店欄にスタンプがない場合、金融機関は換金に応じませんので、スタンプは必ず押してください。商品券右上隅の切り取りは商品券の再販売(二度売り)を防止するためです。商品券の再販売は法律で禁止されており、違反すると処罰されますのでご注意ください。

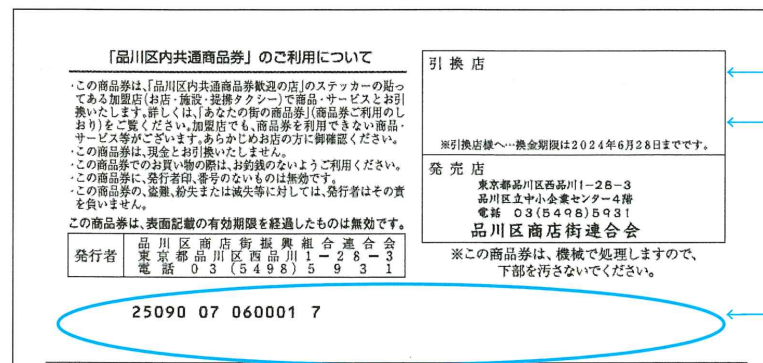
商品券裏面左下の番号をOCRという機械で読み取り流通管理をおこなっていますので、汚したりしないようご注意ください。(番号部分が汚れている場合、換金できない場合もありますので十分にご注意ください。)

商品券は接着剤やホチキスで綴り合せしないで下さい。綴り合わせると回収商品券の事務処理上の支障になります。

回収商品券の使用方法



点線に沿って切り取って下さい



この欄にスタンプを押して下さい。
換金期限が記載されていますのでご注意ください。

下の枠内に文字や、スタンプ、汚れなどが付かないようにしてください。
(汚れていると機械で処理できなくなります)

商品券の換金方法

- 1) 使用された商品券の換金は所定の金融機関にて1枚500円で換金できます。
- 2) 使用された商品券を換金できる金融機関は品川区内の信用金庫・信用組合・東日本銀行の各支店です。(P5・P6参照)
- 3) 加盟店は金融機関のうちで一番便利な本支店に口座を開設していただきます。
(すでに口座がある場合は必要ありません)
- 4) 加盟店が、商品券を受け取られたら、金融機関の窓口にある「商品券換金申込書」に必要事項を記入し、商品券を添えて金融機関の窓口へ提出してください。
加盟店の口座には翌営業日に入金されます。
- 5) 商品券の裏面の引き換え店欄にスタンプを押してない場合や商品券右上隅を点線に沿って切り取っていない場合は金融機関は換金に応じませんので、ご注意ください。
- 6) 「商品券換金申込書」には、商店街コード・加盟店コードを必ずご記入ください。

商品券の換金申込書

商品券換金申込書 品川区商店街振興組合連合会			
金融機関 御中			
換金申込日	商店街コード	加盟店コード	※太枠の中を記入し捺印ください。
加盟店名(引換店)			
お申込印			
指定預金口座およびご入金金額			
口座番号	換金枚数	ご入金金額	
普通当座			

1枚目

商品券回収伝票 品川区商店街振興組合連合会			
金融期間→品川区商店街振興組合連合会			
回収年月日	商店街コード	加盟店コード	
金融機関コード	支店コード	※金融機関コード、支店コードは各金融機関でご記入下さい。	
種目	口座番号	回収枚数	受付印 検印
普通当座			

2枚目

商品券換金申込書の記入例

商品券換金申込書 品川区商店街振興組合連合会			
金融機関 御中			
換金申込日	商店街コード	加盟店コード	※太枠の中を記入し捺印ください。
加盟店名(引換店)			
お申込印			
指定預金口座およびご入金金額			
口座番号	換金枚数	ご入金金額	
普通当座	2513012	50	25000

金融機関に換金を申込み日付を記入します。
 加盟している単会のコードを記入します。
 加盟店のコードを記入します。
 金融機関お届け印
 加盟店名を記入します。
 枚数×500円を記入します。
 換金する枚数を記入します。
 金融機関に換金での加盟店口座番号を記入します。

会員証のコード及び名称を記入して下さい。

商品券の販売について

商品券の販売は区商連事務局(一部商店街事務局)で、1枚500円にて販売しています。商品券の購入は現金決済をお願いします。
 贈答用の熨斗袋をご希望の方には、商品券5枚に1枚の割でその都度無償でお渡しします。それ以上必要の場合は有償(1枚10円)となります。贈答用の化粧箱については1コ55円にて販売しています。

引き取り、汚損、紛失、変更について

商品券を紛失した場合は無効です。商品券は、発券した時点で税務処理しますので、一度お渡しした商品券は原則としてお引取りできません。商品券を汚損した場合に限り、連合会事務局で汚損商品券の現物と同数の商品券を引き換えます。(商品券裏面左下の番号が読取れない場合は不可)

商品券の流れ

商品券の発行から回収まで



●加盟店は、必ず加盟店ステッカーを
店頭の目立つところに表示して下さい。

●これは商品券加盟店の目印として大変
重要なことですので必ず実行して下さい。



取扱金融機関一覧

城南信用金庫 金融機関コード 1344

支店名	支店コード	住所	電話
営業部本店	001	西五反田7-2-3	3493-8111
品川支店	002	南品川1-4-25	3471-3171
大井支店	003	大井1-6-10	3774-1051
荏原支店	012	西中延1-4-16	3786-1131
大崎支店	062	大崎2-6-11	3491-8771
西大井支店	073	西大井1-3-3-101	3773-8511
立会川支店	076	南大井4-6-1	3298-3341

さわやか信用金庫 金融機関コード 1310

支店名	支店コード	住所	電話
品川支店	103	北品川1-22-15	3471-4791
南品川出張所	103	南品川6-6-3	3474-4811
戸越銀座支店	104	戸越1-15-15	3783-6511
立会川支店	117	南大井4-2-5	3764-7101
二葉出張所	037	二葉2-14-9	3785-3101
不動前出張所	105	西五反田5-12-3	3779-2751
小山出張所	104	小山3-7-12	5498-3721
荏原支店	013	旗の台2-9-15	3783-3126
大井支店	021	西大井2-20-12	3777-4401
戸越公園支店	037	戸越5-7-18	3786-3710
目黒支店	105	目黒区下目黒1-1-11	3492-6541

(2019年4月現在)

芝信用金庫 金融機関コード 1319

支店名	支店コード	住所	電話
荏原町支店	008	中延6-6-4	3784-1311
不動前支店	010	西五反田4-4-9	3493-1611
大井支店	013	二葉1-10-11	3783-3111
大森駅前支店	053	南大井6-24-9	3762-8111
小山支店	056	小山3-1-6	3713-9146
西小山支店	009	目黒区原町1-14-17	3711-7611

目黒信用金庫 金融機関コード 1346

支店名	支店コード	住所	電話
二葉支店	006	二葉3-2-12	3785-7811
西小山支店	009	小山6-21-18	3787-5411
不動前支店	007	小山台1-11-16	3792-6531
荏原支店	011	中延2-9-9	3783-4211
洗足支店	003	目黒区洗足2-26-5	3783-5651

中ノ郷信用組合 金融機関コード 2235

支店名	支店コード	住所	電話
大森支店	005	大田区山王2-19-1	3774-0801

湘南信用金庫 金融機関コード 1282

支店名	支店コード	住所	電話
小山支店	064	小山4-5-4	3783-8111

東日本銀行 金融機関コード 0525

支店名	支店コード	住所	電話
戸越支店	137	戸越6-9-8	3784-3550
荏原支店	116	中延2-6-19	3783-7611
立会川支店	140	東大井2-23-4-101	3763-5351
大崎支店	132	大崎3-6-11	3494-7161

東京シティ信用金庫 金融機関コード 1311

支店名	支店コード	住所	電話
小山支店	015	荏原3-6-11	3783-5151

大東京信用組合 金融機関コード 2248

支店名	支店コード	住所	電話
戸越支店	018	戸越2-6-1	3786-5121
荏原駅前支店	022	中延5-1-1	3786-8161
大井支店	029	大井1-23-7	3773-1536
品川支店	025	南品川2-17-6	3474-1333
東大井出張所	029	東大井6-9-6	5493-1911

共立信用組合 金融機関コード 2241

支店名	支店コード	住所	電話
中延駅前支店	016	東中延2-10-12	3783-6481
戸越支店	023	戸越5-4-3	3783-8211

第一勧業信用組合 金融機関コード 2254

支店名	支店コード	住所	電話
目黒支店	014	上大崎3-2-1	3445-0721
大森駅前支店	016	南大井6-27-25	3766-5321

■加盟店は品川ポータルサイトにて閲覧できます。 shoren.shinagawa.or.jp/

2019年4月現在ご利用できる
品川区内共通商品券です。



この商品券は2024年3月31日迄の有効期限です。



この商品券は2023年3月31日迄の有効期限です。



この商品券は2022年3月31日迄の有効期限です。

各商品券には使用有効期限があります。使用有効期限は券の表
面に記載してありますので、ご確認願います。
期限をすぎた商品券はご利用できませんのでご注意ください。



この商品券は2021年3月31日迄の有効期限です。



この商品券は2020年3月31日迄の有効期限です。



**品川区商店街連合会
品川区商店街振興組合連合会**

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター4階

TEL.5498-5931 FAX.5498-5933

メール kushoren@shinagawa.or.jp

URL shoren.shinagawa.or.jp/